

1 理由は、次の記載例の要領により記載する。

このことは、租税特別措置法第 87 条第 8 項第 1 号の承認の取消要件に該当します。

このことは、租税特別措置法第 87 条第 8 項第 2 号の承認の取消要件に該当します。

このことは、租税特別措置法第 87 条第 8 項第 3 号の承認の取消要件に該当します。

このことは、租税特別措置法第 87 条第 8 項第 4 号の承認の取消要件に該当します。

2 不服申立て等についての教示文を添付する。